

○厚生労働省令第五号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第八号）の施行に伴い、並びに労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十六条第二項並びに第六十七条第一項及び第四項の規定に基づき、労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年一月十八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令

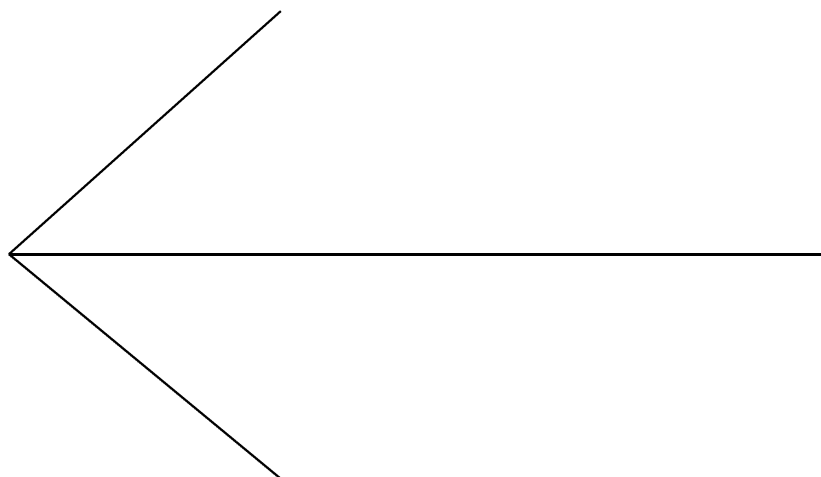
（労働安全衛生規則の一部改正）

第一条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
2・3 (略)	<p>（健康管理手帳の交付） 第五十三条 法第六十七条第一項の厚生労働省令で定める要件に該当する者は、労働基準法の施行の日以降において、次の表の上欄に掲げる業務に従事し、その従事した業務に応じて、離職の際に又は離職の後に、それぞれ、同表の下欄に掲げる要件に該当する者その他厚生労働大臣が定める要件に該当する者とする。</p>	<p>（健康管理手帳の交付） 第五十三条 法第六十七条第一項の厚生労働省令で定める要件に該当する者は、労働基準法の施行の日以降において、次の表の上欄に掲げる業務に従事し、その従事した業務に応じて、離職の際に又は離職の後に、それぞれ、同表の下欄に掲げる要件に該当する者その他厚生労働大臣が定める要件に該当する者とする。</p>	<p>（略）</p>
	<p>業務</p>		
2・3 (略)	<p>令第二十三条 第十四号の業務</p>	<p>（略）</p>	<p>令第二十三条 第十四号の業務</p>
	<p>当該業務に二年以上従事した経験を有すること。</p>	<p>（新設）</p>	<p>（略）</p>

様式第七号を次のように改める。



様式第7号（第53条関係）

健康管理手帳交付申請書

手帳の種類	ベンジジン等、じん肺、クロム酸等、砒素、コールタール、ビス（クロロメチル）エーテル、ベリリウム、ベンゾトリクロリド、塩化ビニル、石綿、1・2-ジクロロプロパン、オルト-トルイジン、3・3'-ジクロロ-4・4'-ジアミノジフェニルメタン			
(ふりがな) 氏名			性別	男・女
生年月日	(明治・大正・昭和・平成・令和) 年 月 日生			
住所	郵便番号 _____			
	都道府県		電話 ()	

労働安全衛生法第67条の規定により、健康管理手帳を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

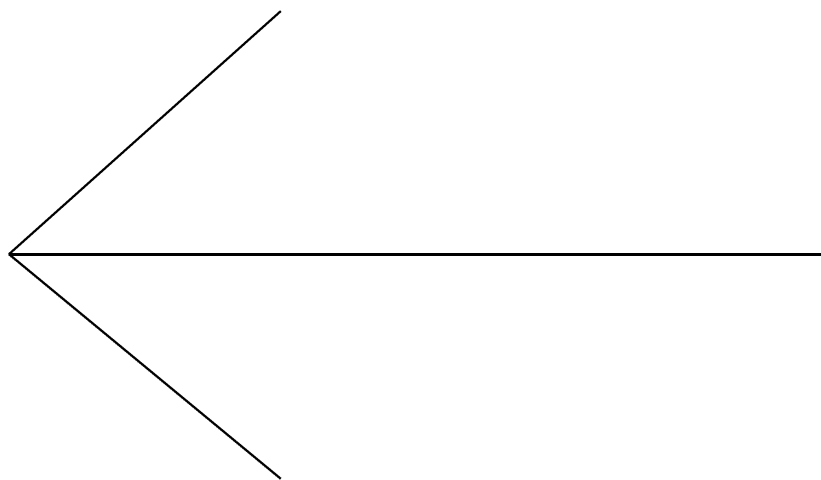
年 月 日

申請者

労働局長 殿

備考 労働安全衛生規則第53条第3項の書類を添付すること。

様式第八号に次のように加える。



様式第8号（第54条関係）（13）

（表紙）

番号 _____ 号

健康管理手帳

（3・3'—ジクロロ—4・4'—ジアミノジフェニルメタン）

氏名 _____

厚生労働省

(ふりがな) 氏 名		性 別	男 ・ 女
生 年 月 日	(明治・大正・昭和・平成・令和) 年 月 日		
住 所	都 道 府 県		
(備考)			

労働安全衛生法第 67 条第 1 項の健康管理手帳を交付します。

年 月 日


労働局長 印

離職前の3・3'—ジクロロ—4・4'—ジアミノジフェニルメタンに係る
疾病の既往歴及び治療歴

	既往歴及び治療歴
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	

離職前直近の健康診断の結果

年 月 日

自覚症状及び 他覚症状	なし、上腹部の異 常感、倦怠感、せ き、たん、胸痛、 血尿、頻尿、排尿 痛、その他()	ぼうこう 膀胱鏡検査	
尿中の潜血検査		腹部の超音波に よる検査、尿路 造影検査等の画 像検査	
尿中の3・3'— ジクロロ—4・ 4'—ジアミノジ フェニルメタン の量の測定		胸部エックス線 検査	直接 間接 年 月 日 
尿沈渣 ^{さき} 検鏡の検査			
尿沈渣 ^{さき} のパパニ コラ法による細 胞診の検査		特殊なエックス 線撮影による検 査	
肝機能検査		かくたん 喀痰の細胞診	
腎機能検査		気管支鏡検査	

(5頁以降の頁(最後の頁を除く。))

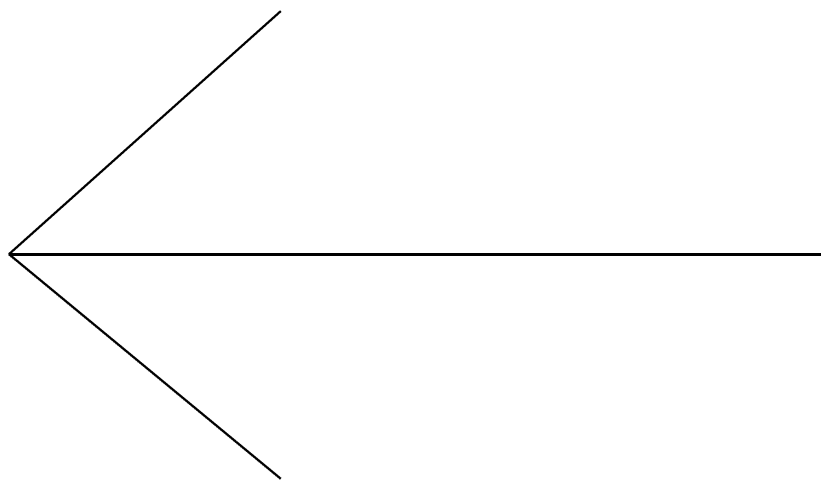
健康診断	年月日 項目	年 月 日	年 月 日
	既往歴	なし、血尿、頻尿、排尿痛、その他()	なし、血尿、頻尿、排尿痛、その他()
	自覚症状及び他覚症状	なし、血尿、頻尿、排尿痛、その他()	なし、血尿、頻尿、排尿痛、その他()
	尿中の潜血検査		
	尿沈渣 ^さ 検鏡の検査		
	尿沈渣 ^さ のパパニコラ法による細胞診の検査		
	判定	異常あり、なし 再検査、不要 追加健診要、不要 〔 〕	異常あり、なし 再検査、不要 追加健診要、不要 〔 〕
	医療機関名及び医師名		
追加健康診断	年月日 項目	年 月 日	年 月 日
	膀胱 ^{ぼうこう} 鏡検査		
	腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査		
	判定	異常あり、なし 再検査、不要 再療養要、不要 〔 〕	異常あり、なし 再検査、不要 再療養要、不要 〔 〕
	医療機関名及び医師名		

(最後の頁)

注 意 事 項

- 1 労働安全衛生規則第55条に規定する健康診断を受けるときは、当該健康診断を行う所定の医療機関にこの手帳を提出し、所定の欄にその結果を記入してもらって下さい。
- 2 次の場合には、あなたの住所を管轄する都道府県労働局長にこの手帳を添えて(ロの場合を除く。)その旨を届け出て必要な訂正又は再交付を受けて下さい。
 - イ 氏名又は住所を変更したとき
 - ロ この手帳を失ったとき
 - ハ この手帳を損傷したとき
- 3 この手帳は他人に譲つたり、貸したりしてはいけません。

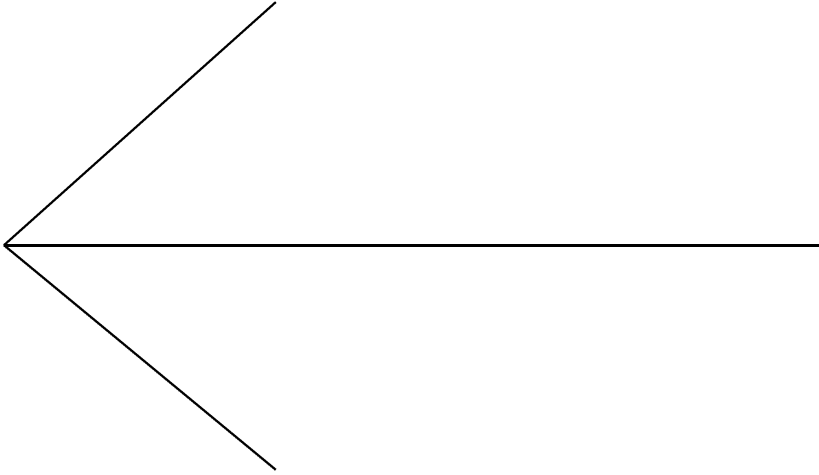
様式第九号に次のように加える。



様式第9号 (第57条関係) (13)

健康管理手帳による健康診断実施報告書 (3・3'—ジクロロ—4・4'—ジアニソジフェニルメタン)	
健康管理手帳番号	号
氏名及び住所	
生年月日	年 月 日 生 (満 才) 男・女
健康診断の結果	異常あり、なし 再検査必要、不要 追加健診必要、不要 療養不要
既往歴	なし 血尿、頻尿、排尿痛、 その他 ()
自覚症状及び他覚症状	なし 血尿、頻尿、排尿痛、 その他 ()
尿中の潜血検査	
尿沈渣 ^キ 検鏡の検査	
尿沈渣 ^キ のパピコーラ法による細胞診の検査	
膀胱鏡 ^{ぼうこう} 検査	
腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査	
年 月 日	
医療機関名	
所在地	
医師名	
労働局長 殿	

様式第十号を次のように改める。



様式第10号（第58条、第59条関係）

健康管理手帳 書替再交付申請書

手帳の種類	ベンジジン等、じん肺、クロム酸等、 ^ひ 砒素、コールタール、ビス（クロロメチル）エーテル、ベリリウム、ベンゾトリクロリド、塩化ビニル、石綿、1・2-ジクロロプロパン、オルト-トルイジン、3・3'-ジクロロ-4・4'-ジアミノジフェニルメタン		
氏名	(ふりがな)	性別	男・女
生年月日	(明治・大正・昭和・平成・令和) 年 月 日生		
住所	郵便番号 _____		
	都道府県 _____ 電話 () _____		
書替え又は再交付申請の理由			

労働安全衛生規則 第58条 の規定により、上記のとおり 書替再交付 を申請します。
第59条

年 月 日

氏名
申請者
住所

労働局長 殿

備考

- 1 不要な文字は、抹消すること。
- 2 書替え申請のときは、旧健康管理手帳及び記載事項の異同を証する書類を、損傷による再交付の申請のときは、旧健康管理手帳を添付すること。

(特定化学物質障害予防規則の一部改正)

第二条 特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

別表第一(第二条、第二条の二、第五条、第十二条の二、第二十四条、第二十五条、第二十七条、第三十六条、第三十八条の三、第三十八条の七、第三十九条関係)

一〇十八の四 (略)

十九 三・三ージクロロー四・四ージアミノジフェニルメタンを含有する製剤その他の物。ただし、三・三ージクロロー四・四ージアミノジフェニルメタンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。
十九の二〇三十七 (略)

別表第三(第三十九条関係)

(略)	業務	期間	項目
	三・三ージクロロー四・四ージアミノジフェニルメタン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の)	六月	一・二 (略)

改正前

別表第一(第二条、第二条の二、第五条、第十二条の二、第二十四条、第二十五条、第二十七条、第三十六条、第三十八条の三、第三十八条の七、第三十九条関係)

一〇十八の四 (略)

十九 三・三ージクロロー四・四ージアミノジフェニルメタンを含有する製剤その他の物。ただし、三・三ージクロロー四・四ージアミノジフェニルメタンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。
十九の二〇三十七 (略)

別表第三(第三十九条関係)

(略)	業務	期間	項目
	三・三ージクロロー四・四ージアミノジフェニルメタン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の)	六月	一・二 (略)

別表第四（第三十九条関係）	
業 務	項 目
(三) 三・三ージクロロ 四・四ージアミノジ フェニルメタン(こ	(略) 一・二 (略)
(略)	(略)
物を含む。 を製造し、又 は取り扱う業 務	四・五 (略) 六 医師が必要と認める場 合は、尿中の三・三ージ クロロー四・四ージアミ ノジフェニルメタンの量 の測定、尿沈渣検査の検 査、尿沈渣のパパニコラ 法による細胞診の検査、 肝機能検査又は腎機能検 査(尿中の三・三ージク ロロー四・四ージアミノ ジフェニルメタンの量の 測定にあつては、当該業 務に常時従事する労働者 に対して行う健康診断に おけるものに限る。)

別表第四（第三十九条関係）	
業 務	項 目
(三) 三・三ージクロロ 四・四ージアミノジ フェニルメタン(こ	(略) 一・二 (略)
(略)	(略)
物を含む。 を製造し、又 は取り扱う業 務	四・五 (略) 六 医師が必要と認める場 合は、尿中の三・三ージ クロロー四・四ージアミ ノジフェニルメタンの量 の測定、尿沈渣検査の検 査、尿沈渣のパパニコラ 法による細胞診の検査、 肝機能検査又は腎機能検 査(尿中の三・三ージク ロロー四・四ージアミノ ジフェニルメタンの量の 測定にあつては、当該業 務に常時従事する労働者 に対して行う健康診断に おけるものに限る。)

<p>れをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務</p>	<p>(略)</p>
<p>れをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務</p>	<p>(略)</p>

別表第五(第三十九条関係)

一〜六の三 (略)

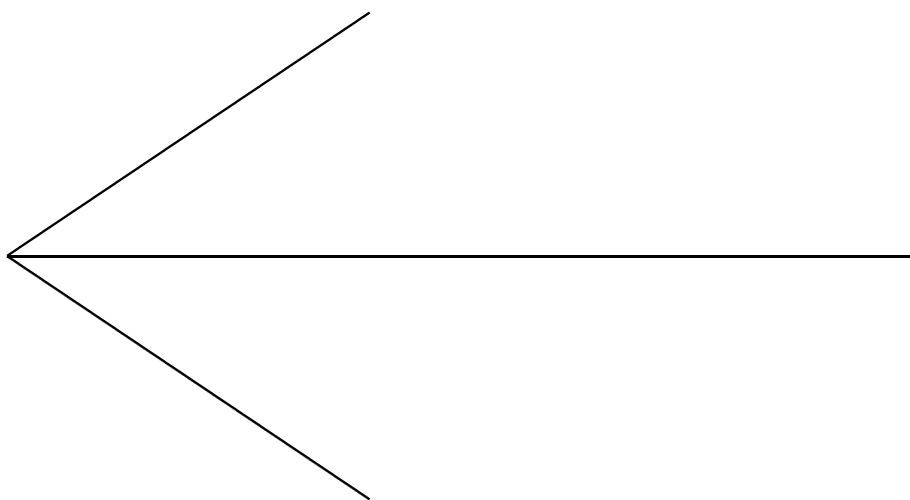
七 三・三ージクロロー四・四ージアミノジフェニルメタンを含有する製剤その他の物。ただし、三・三ージクロロー四・四ージアミノジフェニルメタンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。
七の二〜十六 (略)

別表第五(第三十九条関係)

一〜六の三 (略)

七 三・三ージクロロー四・四ージアミノジフェニルメタンを含有する製剤その他の物。ただし、三・三ージクロロー四・四ージアミノジフェニルメタンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。
七の二〜十六 (略)

様式第三号（裏面）を次のように改める。



様式第3号（第41条関係）（裏面）

備考

- 1 □□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的文字読取装置（OCR）で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記載すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままとする。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、様式右上に記載された「標準字体」にならつて、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明瞭に記載すること。
- 4 「対象年」の欄は、報告対象とした健康診断の実施年を記入すること。
- 5 1年を通して順次健診を実施して、一定期間をまとめて報告する場合は、「対象年」の欄の（月～月分）にその期間を記入すること。また、この場合の健診年月日は報告日に最も近い健診年月日を記入すること。
- 6 「対象年」の欄の（報告 回目）は、当該年の何回目の報告かを記入すること。

- 7 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類によつて記入すること。
- 8 「健康診断実施機関の名称及び所在地」の欄は、健康診断を実施した機関が2以上あるときは、その各々について記入すること。
- 9 「在籍労働者数」、「従事労働者数」及び「受診労働者数」の欄は、健診年月日現在の人数を記入すること。なお、この場合、「在籍労働者数」は常時使用する労働者数を、「従事労働者数」は別表に掲げる特定化学物質業務に常時従事する労働者数をそれぞれ記入すること。
- 10 「特定化学物質業務の種類」の欄は、別表を参照して、該当コードを全て記入し、（ ）内には具体的業務内容を記入すること。なお、該当コードを記入枠に記入しきれない場合は、報告書を複数枚使用し、2枚目以降の報告書については、該当コード及び具体的業務内容並びに該当コードごとの従事労働者数等の項目のほか「労働保険番号」、「健診年月日」及び「事業場の名称」の欄を記入すること。

別表

コード	特定化学物質業務の内容	コード	特定化学物質業務の内容	コード	特定化学物質業務の内容
001	黄りんマンツンを試験研究のため製造し、又は使用する業務	213	五酸化バナジウム（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	239	酸化プロピレン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
002	ベンジジン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	214	コールタール（これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	240	1・1-ジメチルヒドラジン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
003	4-アミノフェニル及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は使用する業務	216	シアン化カリウム（これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	241	インジウム化合物（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
004	4-ニトロフェニル及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は使用する業務	217	シアン化水素（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	242	エテルベンゼン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
005	ビス（クロロメチル）エーテル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	218	シアン化ナトリウム（これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	243	コバルト又はその化合物（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
006	ペーターナフチルアミン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	219	3・3'-ジクロロ-4・4'-ジアミノフェニルメタン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	244	1・2-ジクロロプロパン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
007	ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのり（希釈剤を含む。）の5%を超えるものを試験研究のため製造し、又は使用する業務	220	臭化メチル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	245	クロロホルム（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
101	ジクロロベンジジン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	221	重クロム酸及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	246	四塩化炭素（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
102	アルファ-ナフチルアミン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	222	水銀及びその無機化合物（硫化水銀を除く。）（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	247	1・4-ジオキサソラン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
103	塩素化ビフェニル（別名PCB）（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	223	トリレンジイソシアネート（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	248	1・2-ジクロロエタン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
104	オルトトリジン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	224	ニツケルカルボニル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	249	ジクロロメタン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
105	ジアニジジン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	225	ニトログリコール（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	250	ジメチル-2・2-ジクロロエチルホスフェイト（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
106	ベリリウム及びその化合物（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。合金にあつては、ベリリウムをその重量の3%を超えて含有するものに限る。）を製造し、又は取り扱う業務	226	パラ-ジメチルアミノベンゼン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	251	スチレン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
107	ベンゾトリクロリド（これをその重量の0.5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	227	パラ-ニトロクロロベンゼン（これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	252	1・1・2・2-テトラクロロエタン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
201	アクリルアミド（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	228	弗化水素（これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	253	テトラクロロエチレン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
202	アクリロニトリル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	229	ペタープロピオラクトン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	254	トリクロロエチレン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
203	アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基であるものに限る。）（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	230	ベンゼン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	255	メチルイソブチルケトン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
205	エチレンジイミン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	231	ペンタクロルフェノール（別名PCP）及びそのナトリウム塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	256	ナフタレン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
206	塩化ビニル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	232	マゼンタ（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造する事業場において製造し、又は取り扱う業務	257	リフラクトリーセラミックファイバー（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
207	塩素（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	233	マンガン及びその化合物（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	258	オルトトリジン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
208	オーラミン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造する事業場において製造し、又は取り扱う業務	234	沃化メチル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	259	二酸化ニアンチモン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
209	オルト-フタロジニトリル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	235	硫化水素（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	260	溶接ヒューム（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
210	カドミウム及びその化合物（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	236	硫酸ジメチル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務		
211	クロム酸及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	237	ニツケル化合物（ニツケルカルボニルを除き、粉状のものに限る。）（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務		
212	クロロメチルメチルエーテル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	238	砒素及びその化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務		

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。